

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

日本電子株式会社

株式会社医用機器事業分割準備会社

2026 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

吸収分割会社： 東京都昭島市武蔵野三丁目 1 番 2 号
日本電子株式会社
代表取締役社長兼 CEO 大井 泉

吸収分割承継会社： 東京都武蔵村山市伊奈平二丁目 11 番 1 号
株式会社医用機器事業分割準備会社
代表取締役 藤野 清孝

日本電子株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社医用機器事業分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 12 月 17 日付にて締結した吸収分割契約書（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社が行う医用機器事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 柱書ただし書の規定により、分割会社の株主は本件分割をやめることを請求することはできません。

3. 吸収分割会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

本件分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当し、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により株式買取請求を行うことができる株主は存在しないため、分割会社は、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 24 日付官報及び電子公告により、その債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

4. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

承継会社において会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

5. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

本件分割は、承継会社において会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当し、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により株式買取請求を行うことができる株主は存在しないため、承継会社は、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 24 日付官報及び電子公告により、その債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

6. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、分割会社が行う医用機器事業に関して有する権利義務を承継しました。本件分割に際して承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ金 11,600 百万円（概算値）及び金 1,079 百万円（概算値）です。

7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 4 月 1 日付で本件分割に係る登記を申請する予定です。

8. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上